

我孫子市民プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市民プラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成6年規則第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用申請）</p> <p>第5条 我孫子市民プラザ（以下「プラザ」という。）の施設又は附属備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) ギャラリー 使用開始日の8月前 <u>（5日未満の使用にあっては使用日の3月前の日の属する月の初日）</u> から使用する時まで</p> <p>(5) 略</p> <p>2から5まで 略</p> <p>（使用期間）</p> <p>第8条 プラザの施設の使用期間は、次に定める期間とする。ただし、市長が必要があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) ギャラリー 6日以内</p>	<p>（使用申請）</p> <p>第5条 我孫子市民プラザ（以下「プラザ」という。）の施設又は附属備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) ギャラリー 使用開始日の8月前から使用する時まで</p> <p>(5) 略</p> <p>2から5まで 略</p> <p>（使用期間）</p> <p>第8条 プラザの施設の使用期間は、次に定める期間とする。ただし、市長が必要があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) ギャラリー <u>5日以上</u> 6日以</p>

2 略

(施設等の使用を取りやめた場合の
使用料)

第11条 使用者は、使用日から起算して7日前までに前条の規定による届出を行わなかった場合は、条例第11条第3項の使用者の責めにより許可を受けた施設等の使用を取りやめた場合に該当するものとして、使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 条例第11条第4項の規定により使用料を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)から(3)まで 略

2 条例第11条第4項の規定により使用料を減額する場合は、他の関係行政機関が主催する事業に使用する場合とし、減額する割合は、使用料の100分の50とする。

3 第1項第2号の規定に該当することにより使用料の免除を受けようとする者又は前項の規定に該当することにより使用料の減額を受けようとする者は、我孫子市民プラザ使用料減免申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

4 略

内

2 略

(施設等の使用を取りやめた場合の
使用料)

第11条 条例第11条第3項の規定による使用料の納入は、使用日から起算して7日前までに前条に規定する届出を行わなかった場合とする。

(使用料の減免)

第12条 条例第11条第4項の規定による使用料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)から(3)まで 略

2 条例第11条第4項の規定による使用料の減額は、他の関係行政機関が主催する事業に使用する場合とし、減額する割合は、使用料の100分の50とする。

3 第1項第2号の規定による使用料の免除又は前項の規定による使用料の減額を受けようとする者は、我孫子市民プラザ使用料減免申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

4 略

5 第1項第3号の規定に該当することにより使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ我孫子市民プラザ使用料免除団体登録申請書（様式第10号）を市長に提出し、免除団体登録（以下この条において「登録」という。）を受けなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、当該申請書の提出を要しない。

6 略

7 第1項第3号の規定に該当することにより使用料の免除を受けようとする者（第5項ただし書の規定の適用を受ける者に限る。）は、プラザを使用する際に、その窓口において手帳を提示しなければならない。

8 登録の有効期間は、登録を受けた日の属する年の翌年の7月末日までとする。ただし、4月から7月までの間に登録を受けた場合は、当該登録を受けた日の属する年の7月末日までとする。

（行事内容等の打合せ）

第14条 使用者は、行事内容等について、市長とあらかじめ打合せをするものとする。

（使用者及び入場者の遵守事項）

5 第1項第3号の規定による使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ我孫子市民プラザ使用料免除団体登録申請書（様式第10号）を市長に提出し、免除団体登録（以下この条において「登録」という。）を受けなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、当該申請書の提出を要しない。

6 略

7 第1項第3号の規定により使用料の減免を受けようとする者（第5項ただし書の規定の適用を受ける者に限る。）は、プラザを使用する際に、その窓口において手帳を提示しなければならない。

8 登録の有効期間は、4月から7月までの間に第5条の規定による申請をした場合にあっては登録を受けた日の属する年の7月末日まで、8月から3月までの間に同項の規定による申請をした場合にあっては登録を受けた日の属する年の翌年度の7月末日までとする。

（行事内容等の打合せ）

第14条 使用者は、行事内容について、市長とあらかじめ打合せをするものとする。

（使用者及び入場者の遵守事項）

第16条 使用者及び入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)から(3)まで 略

(4) 建物その他の物件を**毀損**し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。

(5)及び(6) 略

(管理を指定管理者に行わせる場合の読替え)

第22条 条例第18条の規定によりプラザの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条から第6条まで、第8条から第10条まで、第12条から第15条まで及び第17条から第20条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条及び第12条並びに様式第8号から様式第11号までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、**前条**中「施設等の使用料」とあるのは「施設等の利用料金」と、様式第2号から様式第12号までの規定中「我孫子市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか市民プラザの管理運営に関し必要な事項は、**市長が**別に定める。

第16条 使用者及び入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)から(3)まで 略

(4) 建物その他の物件を**き損**し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。

(5)及び(6) 略

(管理を指定管理者に行わせる場合の読替え)

第22条 条例第18条の規定によりプラザの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条から第6条まで、第8条から第10条まで、第12条から第15条まで及び第17条から第20条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条及び第12条並びに様式第8号から様式第11号までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、**第21条**中「施設等の使用料」とあるのは「施設等の利用料金」と、様式第2号から様式第12号までの規定中「我孫子市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか市民プラザの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

様式第2号中

「

ふりがな	
団体名又は氏名	

」を

「

ふりがな		希望パスワード（英数混在、任意の 4～8桁。記号は、使えません。）						
団体名又は氏名								

」に

改める。

様式第6号、様式第9号及び様式第11号中「 年 月 日」を「令和
年 月 日」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。